

入会のご案内

「一般社団法人 持続可能な社会のための日本下水道産業連合会」

(4月1日登記)

(英語表記 **F**ederation of **J**apanese **I**ndustry of **S**ewerage Service for **S**ustainable Society)、

(英語略称 **FJISS** 呼称：フ・ジ・ス)

国際社会では、持続可能な社会の実現に向けて、われわれ企業にも社会の一員として社会的課題の解決に向けて積極的な取り組みが求められており、企業も世界共通の目標である「SDGs (持続可能な開発目標)」の達成に向けて、取り組みを推進しています。

一方、われわれが携わる下水道は、安全で快適な生活の向上維持、地域社会の健全な発展、自然環境の保全など、持続可能な社会の実現に不可欠な水インフラです。

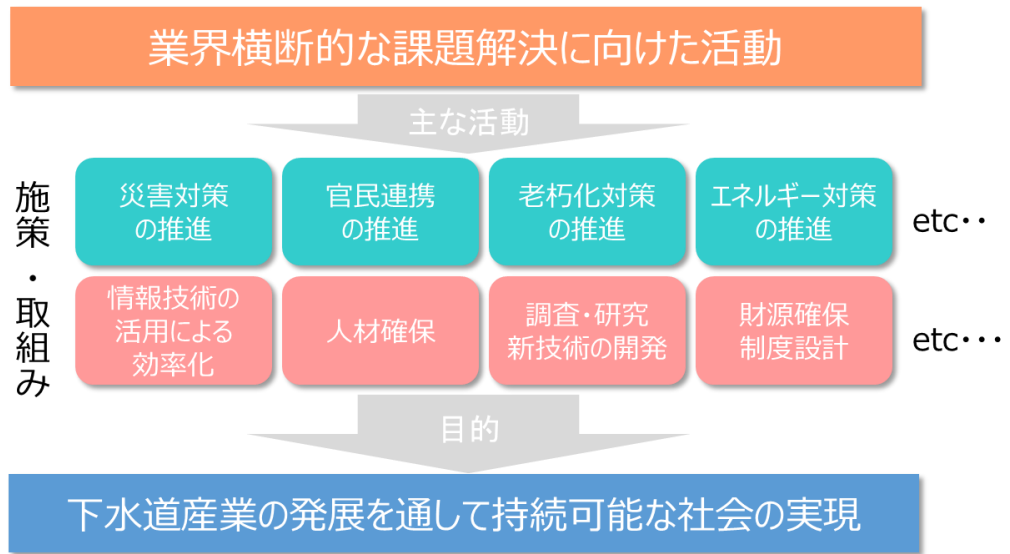
下水道事業では、計画・設計・施工・管理のすべての業務の中で、幅広い業種の各企業がそれぞれ役割を担ってきておりましたが、近年では、業種を跨いだ幅広い業務包括形態の官民連携手法の積極的な導入や先進的な技術の開発・普及など、われわれ企業の役割・活躍への期待が高まるとともに、実務的な責任が増大してきています。

これら、われわれへの期待の高まりに応えるとともに、将来にわたり下水道事業を担い続けるためには、幅広い業種が従来業界の壁を越えた取り組みが必要であります。

この取り組みを加速させていくために下水道事業にかかわる企業が業種を超えて幅広く結集し、自らの責任を自覚し、未来志向のもと、下水道にかかわる課題解決に向けて調査・研究を行い、現場の実情を踏まえた具体的な政策提言や要望活動などを行う団体です。

この活動に、ぜひご参加ください。

本団体が目指す目的と活動



1. 事業内容

従来の業界の壁を越えて、幅広い業種に関係するテーマについて、次の活動を行う。

- (1) 下水道事業に係る諸課題について、国会、政府及び地方公共団体等に対する提言及び要望
- (2) 下水道事業に係る諸課題に関する調査及び研究
- (3) 下水道事業及び関連分野について、会員への情報提供、資料の頒布、機関誌の発行等
- (4) 下水道事業及び同産業に関する広報活動
- (5) 国会、政府及び地方公共団体等の下水道事業に関する施策に対する協力
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

【提言や要望】 <上記項目(1)の活動対象と主要内容について>

(ア) 活動対象とする関係者

本会が活動対象とする関係者は、以下の下水道事業に関係するすべての者を想定しています。

- ① 下水道事業主体（地方公共団体）
- ② 下水道行政（事業指導）関係官庁（国及び都道府県の関係部局）
- ③ 立法府（国会議員）
- ④ 国民（下水道利用者、主権者）
- ⑤ 下水道産業企業（本会会員を中心にして）

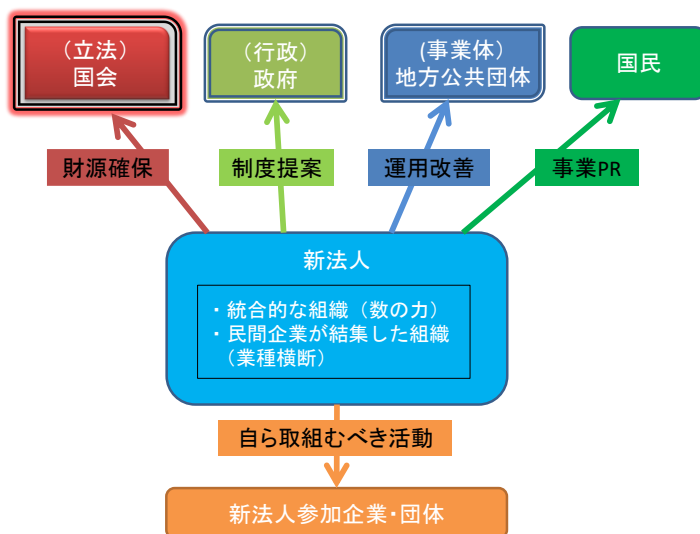


図-1 本会の活動対象と主要内容

(イ) 政策提言や要望分野

本会が取り組むべき政策提言や要望活動の内容は、以下の「テーマ」（分野）を想定しています。

- ① 時代とともに変化する国民ニーズと社会環境の変化に合わせて、継続的な事業サービスの提供のための制度やその運用に関する政策提言等
- ② 事業を持続的に持続させる上では、事業財源の安定的・持続的な確保が必要であり、この分野に関する提言や働きかける活動等
- ③ 人口減少に併せて下水道事業の担い手が不足すると見込まれるので、担い手の確保のための諸施策の実施等

(ウ) 具体的な活動内容

下水道事業に係る諸課題について、国会、政府及び地方公共団体等に対して民間企業の視点から提言及び要望、また調査・研究など幅広く活動を行うこととしています。

新型コロナウイルス対応のための影響があるが、現在、活動の基盤となります委員会構築のため、正会員への公募により人選を進めています。今後、入会される正会員にも委員会への参画の道を開いています。

当面は、総務と企画の2つの委員会を設けることとしており、企画委員会には、官民連携、ICT、改築、災害対策、エネルギーの5つの専門部会を設置することとしています。

【企画委員会 専門部会の検討内容】

専門部会	所 掌	検討事項 (例)
官民連携	官民の対等な立場を前提とし、下水道事業運営上の様々な契約方式における課題の整理と、改善に向けた提言案の検討。	契約方式、契約内容の透明性、契約の公平性、事業評価の課題、第三者機関の必要性 働き方改革への対応 品確法の徹底等
ICT	下水道事業の効率化に資する、情報の管理共有利用の在り方に向けた提言案の検討	マネジメントサイクルの各段階での情報連携・共有について 官民共同のプラットフォームの必要性等
改築	今後の下水道の更新について、より良質な下水道システム、かつ、効率的な改築更新を行うための、事業マネジメント手法や計画手法等についての提言案の検討。	効率的改築更新の事業マネジメント手法や計画手法等 ライフサイクルコストの削減を見据えた財政支援 効率的な下水道システムを見据えた改築、基準等
災害対策	甚大な浸水被害、地震被害に対応するための、対策についての提言案の検討	地方公共団体の継続投資の促進策 都市浸水対策をベースとした効率的な高度なハード・ソフト整備 企業間連携がし易い制度、発注形態等
エネルギー	下水道施設における省エネ・創エネ化についての提言案の検討	ICT/IoT による運転管理の効率化 創エネ、省エネの促進策等 ex エネルギー自立化(率)

2. 会員資格・手続

2.1 入会に必要な要件

(1) 正会員

- ① 本会の目的に賛同する者
- ② 国内における下水道事業に係る業務実績を有している者
- ③ 理事会が決定した別表1に示す指定下水道関連協会の会員又は理事2名以上の推薦がある者

- ④ 内国法人である者
- (2) 賛助会員
- (ア) 法人会員
- ① 本会の目的に賛同する者
- ② 下水道事業に係る内国法人である者
- (イ) 団体会員
- ① 本会の目的に賛同する者
- ② 下水道事業に係る企業を構成員とする団体あるいは下水道事業に係る研究・開発や事業を行っている団体

別表1 指定下水道関連協会一覧 (4月1日現在)

記号	団体名
え	塩化ビニル管・継手協会
き	強化プラスチック複合管協会
せ	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
	全国ヒューム管協会
に	一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会
	日本グランドマンホール工業会
	公益社団法人日本下水道管路管理業協会
	一般社団法人日本下水道施設管理業協会
	一般社団法人日本下水道施設業協会
	一般社団法人日本下水道光ファイバー技術協会
	一般社団法人日本建設業連合会
	公益社団法人日本推進技術協会

2.2 入会申込時に提出する書類

(1) 入会申込書 (別紙様式1)

※正会員の場合は、上記書類に「別紙1 法人概要書 (正会員用)」を添付して下さい

※賛助会員の場合は、上記書類に「別紙2 法人・団体概要書 (賛助会員用)」を添付して下さい

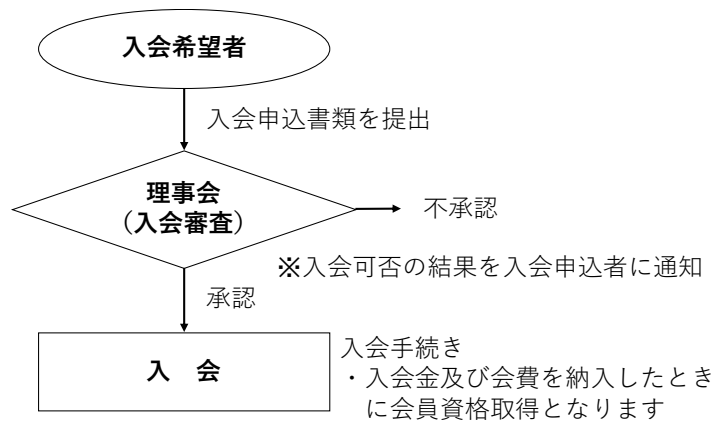


図-2 入会の手続き

2. 3 入会金、年会費

(1) 正会員

種 別	入会金	会 費
法人会員	30万円	30万円

(2) 賛助会員

種 別	入会金	会 費
法人会員	15万円	15万円
団体会員	—	15万円

3. 連絡先・問い合わせ先

【事務局】

住所； 〒 101-0047 東京都千代田区内神田2丁目10番12号
内神田すいすいビル 5階

電話；03-3527-1990

E-mail；office_main@fjiss.or.jp

HP；<https://fjiss.or.jp/> (検索ワード：FJISS)

「お問い合わせ」コーナー

(別紙様式1)

令和 年 月 日

入 会 申 込 書

一般社団法人
持続可能な社会のための日本下水道産業連合会
会 長 様

貴連合会の趣旨に賛同し、定款を理解したうえで、(正・賛助)^{注)} 会員として関係書類を添えて入会を申し込みます。

(添付書類)

法人・団体概要書

(正会員申込用 別紙1)

(賛助会員申込用 別紙2)

申 込 者 住 所
名 称
代表者名

印

注) 「正」もしくは「賛助」のいずれかに○をつけてください。

(別紙1)

法人概要書
(正会員用)

令和 年 月 日

【入会申込者】

1. 法人名	
2. 指定代表者名	(役職) (氏名)
3. 所在地	〒
4. 電話/FAX 番号	(電話) (FAX)
5. E-Mail	
6. 設立年月日 (元号)	
7. 資本金 (万円)	
8. 営業内容 (下水道関係)	
9. 加入団体 ^{注)} 又は 推薦者名 (2名)	
10. 連絡担当者	(所属・役職) (氏名)
	(連絡先住所) 〒
	(電話) (FAX) (E-Mail)
備考	

注) 別表1に掲げる団体に会員登録されている場合、その団体名を、別表1 団体会員外の方は、推薦者名(本会の理事2名)を記入してください。

(別紙2)

法人・団体 概要書
(賛助会員用)

令和 年 月 日

【入会申込者】

1. 法人・団体名	
2. 所在地	〒
3. 電話/FAX 番号	(電話) (FAX)
4. 設立年月日 (元号)	
5. 資本金 ^{注)} (万円)	
6. 営業内容 ^{注)} (下水道関係)	
7. 連絡担当者	(所属・役職) (氏名)
	(連絡先住所) 〒
	(電話) (FAX) (E-Mail) (HPURL)
備考	

注：項目5については、法人の方のみ記載ください。

項目6について、団体の方は目的や事業の概要を記載ください。(別紙添付でも可)